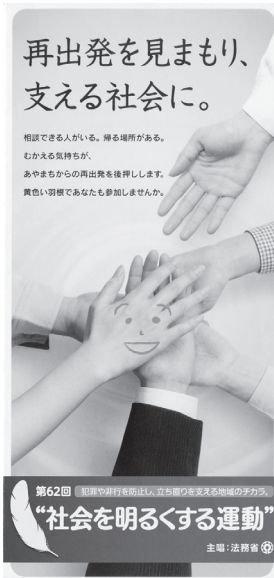


第62回社会を明るくする運動



主唱／法務省
牛久市
牛久市保護司会
牛久市更生保護女性会
牛久市青少年相談員連絡会

～犯罪や非行を防止し、
立ち直りを支える地域のチカラ～

7月1日～31日は強調月間です

「社会を明るくする運動」とは…

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について考え、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない地域社会を築こうという国民運動です。

市でも保護司会、更生保護女性会、青少年相談員連絡会を中心に、街頭キャンペーンなどの活動を展開しています。

「保護司会」の保護司は、法務大臣から委嘱され、罪を犯した人の立ち直りの支援と地域の犯罪予防活動に取り組んでいます。

「更生保護女性会」は、女性の立場から犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとするボランティア団体で、子育て支援など幅広い活動をしています。

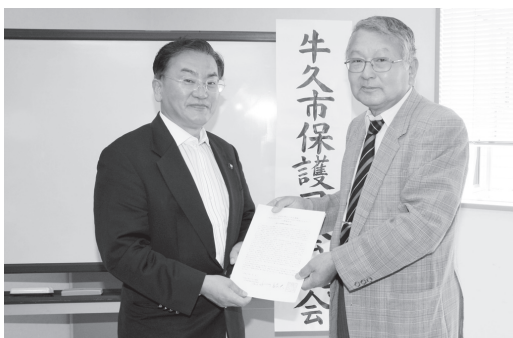
「青少年相談員連絡会」は、地域のパトロールや少年への声掛け、学校などと連携を図りながら、地域の青少年の健全育成のための活動をしています。



毎年、牛久駅(左上写真)、ひたち野うしく駅(右上写真)で「社会を明るくする運動」の啓発品を配布しています

社会環境の悪化や複雑化する中で、子どもたちが健やかに育つように家庭や学校、地域が連携を図り、社会が一体となって、犯罪や非行のない明るいまちをつくりましょう。

市でも保護司会、更生保護女性会、青少年相談員連絡会を中心に、街頭キャンペーンなどの活動を展開しています。今年は、7月2日(月)に実施します。



保護司会総会会場で、法務大臣からの「社会を明るくする運動」のメッセージが、牛久市保護司会会長から市へ伝達されました(左写真)。



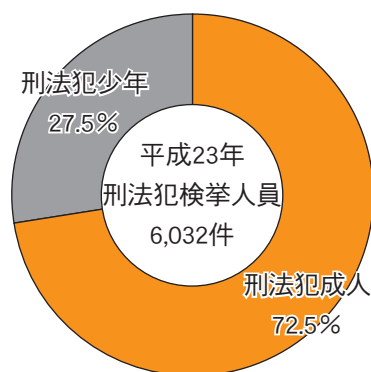
茨城県における平成23年中の刑法犯少年（※）の検挙・補導状況は、1660人（前年比7・7%減）となっています。また、茨城県刑法犯総数に占める少年の割合は、全体の27・5%（前年27・1%）の割合を占めています。

このような状況の中、安全で安心して暮らせる地域社会であるように関係機関や地域が一体となって犯罪が発生しない環境をつくることが望まれています。

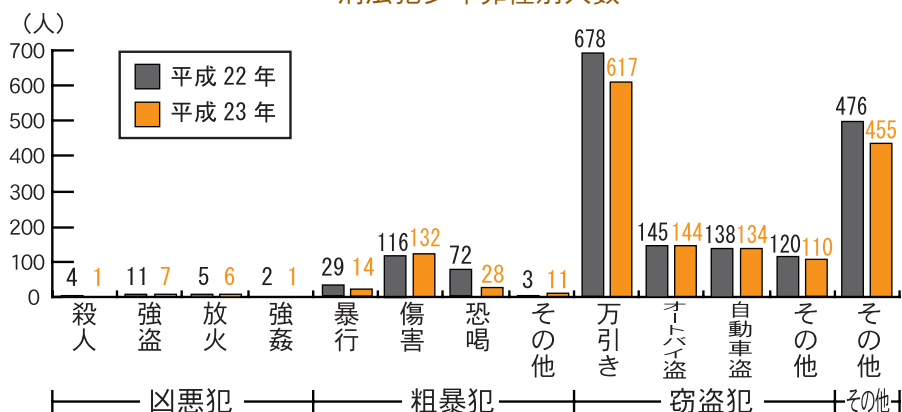
（※）少年とは20歳未満の者で、刑法犯少年は14歳以上20歳未満で罪を犯した者

少年非行の概況（茨城県警察本部少年課資料より）

刑法犯検挙総数に占める少年の割合



刑法犯少年罪種別人数



愛の募金運動にご協力ください

青少年の非行防止と更生の援助のために
みなさまの温かいご理解と愛の手を！



牛久市更生保護女性会会長 宮澤きよ子

「第62回社会を明るくする運動」強調月間が7月1日から始まりました。更生保護女性会は、女性の立場から「青少年に母の愛を」をモットーに、不幸にして非行に陥ってしまった青少年のために、一日も早く本来の健やかな姿に立ち戻ってもらいたいという願いをもって、援助のための募金活動を行っています。

これは、県内の更生保護女性連盟の一事業です。おかげさまで毎年多額の浄財が寄せられ、県内の矯正施設ならびに保護観察中の少年たちの更生保護費として寄付しております。施設では、図書費や視聴覚器材をはじめ、社会活動のための参加費、作業用の衣類、あるいはパソコンなどの教材費に有効に役立っています。また、私どもの地域での活動にも使わせていただいております。

今年も、この「社会を明るくする運動強調月間」に会員が募金活動を行います。この趣旨をご理解くださいますと、一層のご協力をお願い申し上げます。